銚子連絡道路
（匝瑳市～旭市）

都市計画原案の説明会

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市） 旭市ハ・西足洗付近

令和2年10月

■ 都市計画手続きの流れ

本事業は、下図のように都市計画手続きを進めていきます。

今回、銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の位置、構造などを定めた都市計画の原案（案の概要）の説明を行います。

今後、「都市計画の案の概要」について、県や関係市での図書の縦覧や公聴会を開催する予定です。

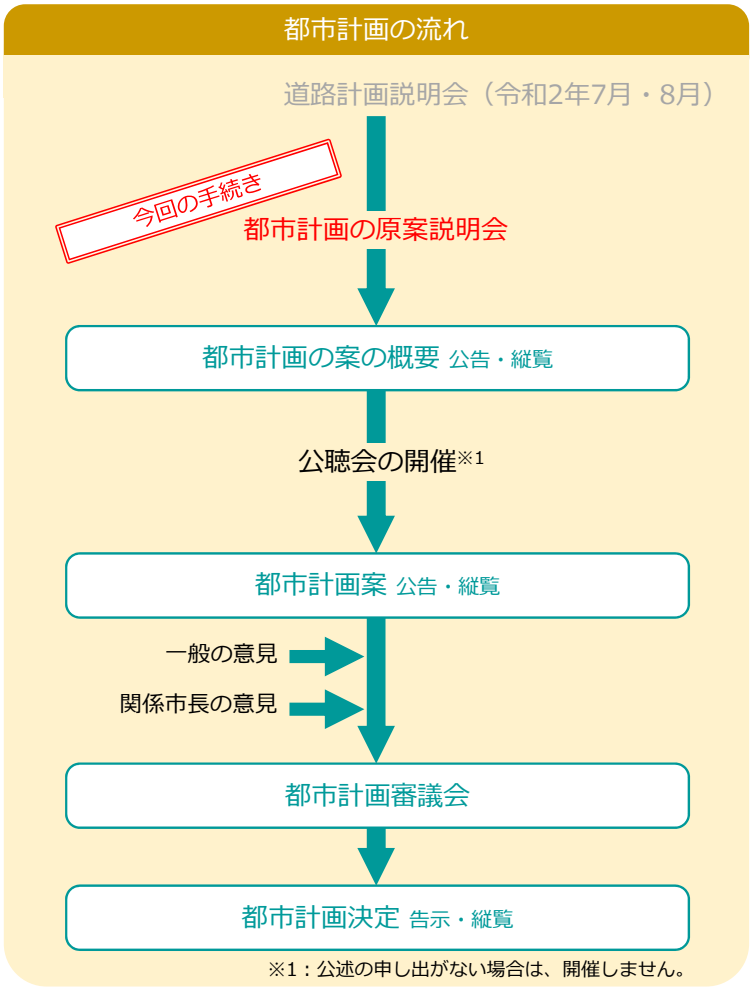

※1：公述の申し出がない場合は、開催しません。

都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。

銚子連絡道路は、山武市松尾町にある圏央道松尾横芝インターチェンジから、横芝光町・匝瑳市・旭市を通り、銚子市に至る「地域高規格道路」です。

山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、首都圏中央連絡自動車道等の高規格幹線道路と一体となって機能し、地域間相互の連携・交流の促進、一般国道126号の渋滞の緩和、物流の効率化、交通安全の強化、周辺環境の改善など、当該地域の活性化や県民生活の利便性向上に資する道路です。

路線全体のうち、一期区間である松尾横芝インターチェンジ（山武市）から横芝光インターチェンジ（横芝光町）間については、平成9年度に事業化され、平成１８年３月に有料道路として暫定２車線で供用が図られました。

また、横芝光町から匝瑳市までの二期区間は、一期区間の延伸として、平成19年度に事業化され、令和５年度の開通を目指し整備を進めています。

今回新たに都市計画の手続きを行う匝瑳市～旭市間は、二期区間の先線にあたり、国道126号に接続するまでの延長約13kmの区間になります。

地域高規格道路とは・・・

高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線を「地域高規格道路」として指定し、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね時速６０キロメートル以上の走行サービスを提供できる道路として整備を進めています。

二期区間（横芝光町~匝瑳市）

■ 銚子連絡道路(匝瑳市～旭市間)の概略計画

◆ 平面図・縦断図

■平面図

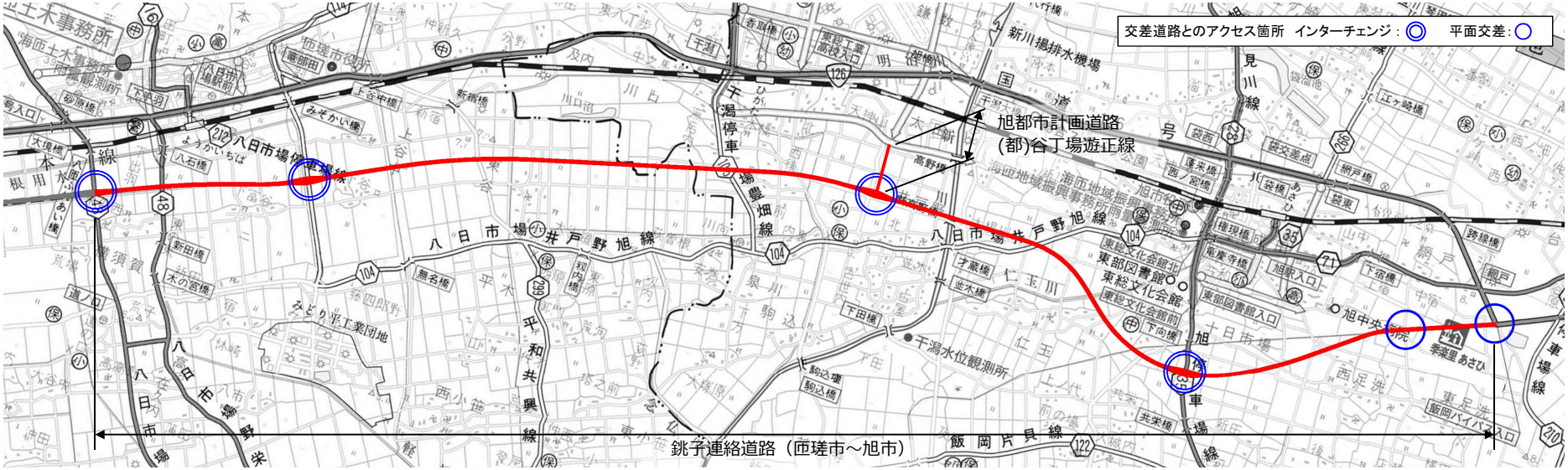

■縦断図　（主要な道路との交差を図示）

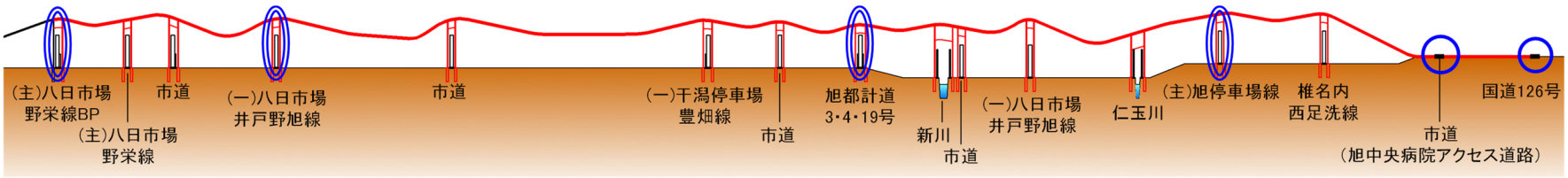

◆ 横断図

○ 地域高規格道路としての走行性を確保するため、既存道路との交差は原則立体交差とし、端末部を除き、盛土構造とします。
○ 地域の分断の回避や営農の連続性を確保するため、横断箇所を集約しつつ、横断ボックスを設置します。

■標準横断図

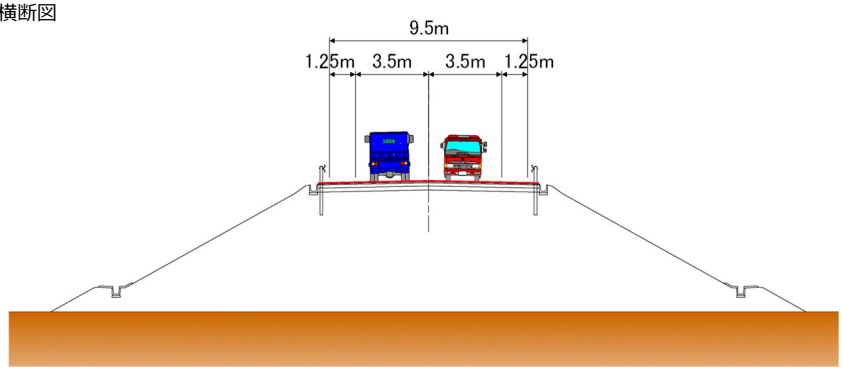

※図はイメージであり、本線の構造や機能補償道路の有無等により変わります。

◆ 現道アクセス位置・構造

○ 現道との接続位置（インターチェンジまたは交差点）は、主要地方道や主要幹線道路、工業団地や医療施設との接続道路、インターチェンジ間隔のバランスを考慮し、以下に示す位置に計画します。

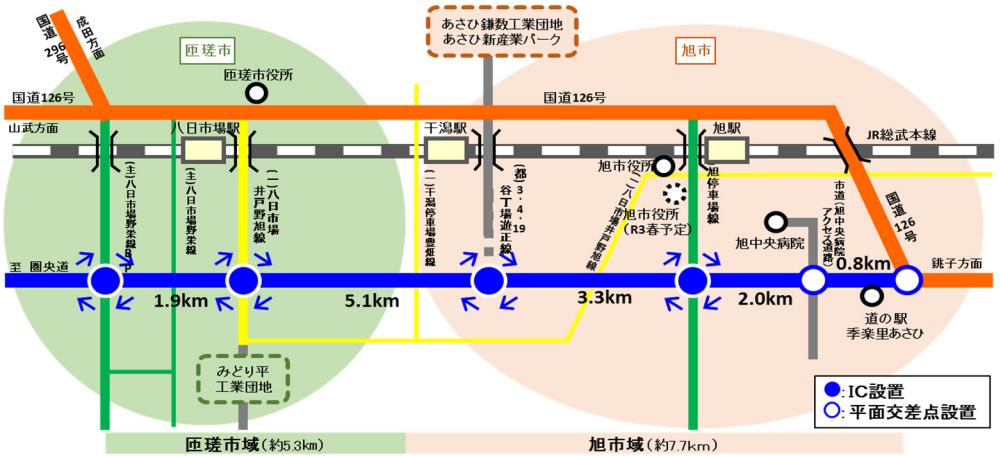

■ 都市計画について

◆ 銚子連絡道路の構造

今回、都市計画決定する道路の構造は以下のとおりです。

項　目	内　容
起終点	起点　千葉県匝瑳市 終点　千葉県旭市
延長	延長　約１３ｋｍ
道路の車線数	２車線
設計速度	６０ｋｍ／ｈ
種級区分	第３種第２級
構造の概要	地表式、嵩上式

◆都市計画区域について

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）は、２つの都市計画区域に跨ることから、各区域毎に道路の位置、構造などの計画を定めます。

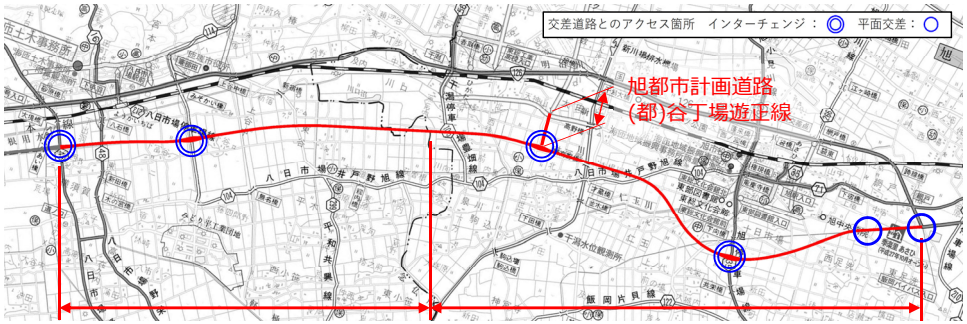

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市）　延長　約１３ｋｍ

八日市場都市計画 約5.3km	旭都市計画 約7.7km

◆ 旭都市計画道路について

旭都市計画道路 谷丁場遊正線は、銚子連絡道路に接続するため、銚子連絡道路の都市計画手続きと併せて、都市計画変更を行います。

名称		位置（起点～終点）	延長	構造形式	幅員	車線の数
番号	道路名					
3･4･19	谷丁場遊正線	旭市鎌数字川西三番 ～ 旭市井戸野字新野場	約 3,460m	地表式	16m	2車線

※今回、変更決定する延長は約４９０ｍ

◆ 都市計画道路とは

○ 都市計画法に基づき、ルートや幅員などを定める道路です。

○ 都市計画道路の区域内では、一定の建築行為が制限されます。

【許可基準】

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

・階数が二階以下で、かつ、地下を有しないこと。

・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※詳細は各市にお問い合わせください。

○ 国道や県道等は県、その他の道路は市が、決定及び変更を行います。

◆ 都市計画決定する区域について

○ 道路の車道等になる区域（付加車線や法面は含まない）を今回決定します。

※事業化後、詳細な測量や設計により、法面等の範囲を決めるため、道路整備を行う範囲とは異なります。

一般部

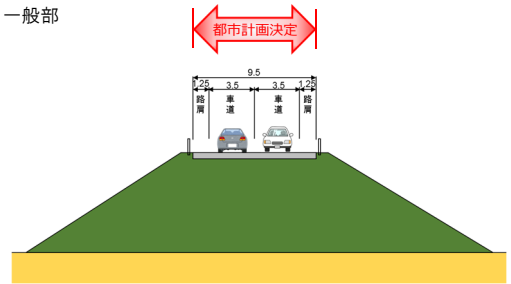

IC部

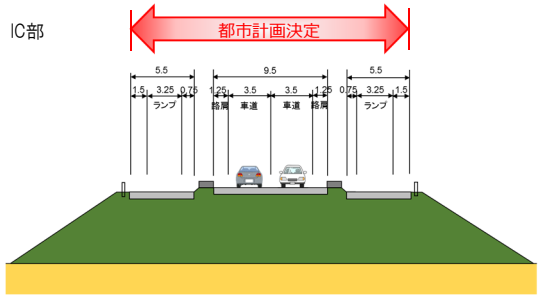

■ 事業実施の流れ

都市計画手続きが完了した後の一般的な事業実施の流れは以下のとおりです。

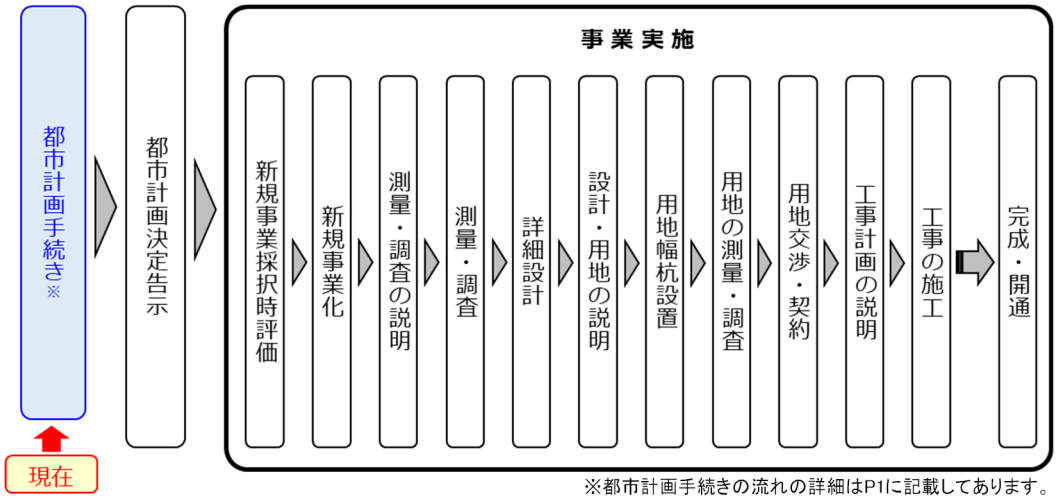

※都市計画手続きの流れの詳細はP1に記載してあります。

● ご質問・お問合せ先 ●

○**都市計画の手続きに関するお問合せ先**

・銚子連絡道路の変更について

旭市 都市整備課
TEL：0479-62-5355
ホームページ： http://www.city.asahi.lg.jp

匝瑳市 都市整備課
TEL：0479-73-0091
ホームページ：https://www.city.sosa.lg.jp

・旭都市計画道路の変更について

旭市 都市整備課
TEL：0479-62-5355
ホームページ：http://www.city.asahi.lg.jp

○**銚子連絡道路の事業計画に関するお問合せ先**

千葉県海匝土木事務所 調整課
TEL：0479-72-1160
ホームページ：https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kaisou/index.html

MEMO

ご理解とご協力をお願いいたします。